

写真No	会社	品名	成分	(注意書きも含む場合あり)	危険有毒性情報	使用上の注意 (使用法による記述)	使用上の注意 (使用法による記述)	応急処置	相談窓口/中毒センターゲーム等
115-	ライオン	衣料用しわとり剤	シリコーン、特殊シリカ、抗酸剤						
116-									
62-65	ライオン	衣料用漂白剤 スーパー手間なしブ ライト	過酸化水素(酵素系)界面活性剤(ポリオキシエチレンアルキルエーテル)、金属封鎖剤、pH調整剤	●用途外に使わない。乳幼児の手の届くところに置かない。●他の容器に移さない。熱湯では使わない。●炊事用等の手袋を使用する。せんいかで賣ばむことがあるので、漂泊中は直射日光のある場所を避け、漂白後は充分に水で洗う。洗濯機のフタなどのプラスティック部分に泡がついたときはすぐにふき取る。放置すると傷むことがある直射日光を避ける。	●目に入ったときはすぐに水で洗う。●商品を手に持参し、医師に相談する。	●目に入ったときはすぐに水で洗う。●商品を手に持参し、医師に相談する。	●目に入ったときはすぐに水で洗う。●商品を飲ませる。	●目に入ったときはすぐに水で洗う。●商品を飲ませる。	
113-	ライオン	衣料用漂白剤 ドツブレケア シミ食べこぼし	界面活性剤(24%純石けん分)(脂肪酸エノールアミン)、ポリオキシエチレンアルキルエーテル)、アルカリ剤、安定化剤、金属封鎖剤	乳幼児の手の届くところに置かない。●用途外に使わない。●使用後は手を水でよく洗い、クリームなどで手入れをする。●荒れ性の方や長時間使うときは、炊事用手袋を使用する。●洗濯機の上で塗らない。フタなどに原液がついたままこすることがあるのを防ぐ。	●目に入ったときはすぐに水で洗う。●商品を手に持参し、医師に相談する。	●目に入ったときはすぐに水で洗う。●商品を飲ませる。	●目に入ったときはすぐに水で洗う。●商品を飲ませる。	●目に入ったときはすぐに水で洗う。●商品を飲ませる。	
114-	ライオン	住宅用合成洗剤 レンジまわりの強力 ブルック	界面活性剤(7%アルキルアミンオキシド)溶剤	使用上の注意 ●乳幼児の手の届くところに置かない。●人に向けてスプレーしない。●目より高い位置で使用する時はスポンジや布につけて拭く。●換気をよめて使う。●荒れ性の方は炊事用手袋をはめる。	●目に入ったときはすぐに水で洗う。●先端部を「止」のままで手を水でよく洗う。●先端部を「止」のままで手を水でよく洗う。	●目に入ったときはすぐに水で洗う。●商品を手に持参し、医師に相談する。	●目に入ったときはすぐに水で洗う。●商品を飲ませる。	●目に入ったときはすぐに水で洗う。●商品を飲ませる。	
218- 219	ライオン	住宅用(キッチン用) 合成洗剤 レンジまわりの強力 ブルック	界面活性剤(エステル型ジアルキルアンモニウム塩)安定剤	●目に入ったときはすぐに水で洗う。●商品を手に持参し、医師に相談する。	●目に入ったときはすぐに水で洗う。●商品を飲ませる。	●目に入ったときはすぐに水で洗う。●商品を飲ませる。	●目に入ったときはすぐに水で洗う。●商品を飲ませる。	●目に入ったときはすぐに水で洗う。●商品を飲ませる。	
102- 103	ライオン	柔軟土上げ剤 センイふんわりソフ ランC	界面活性剤(エステル型ジアルキルアンモニウム塩)安定剤	用途以外には使用しない。●乳幼児の手の届くところに置かない。液を直接衣類にかけない。潜在や漂白剤はいつしに使わない。	●目に入ったときはすぐに水で洗う。●商品を手に持参し、医師に相談する。	●目に入ったときはすぐに水で洗う。●商品を飲ませる。	●目に入ったときはすぐに水で洗う。●商品を飲ませる。	●目に入ったときはすぐに水で洗う。●商品を飲ませる。	
30-31	ライオン	洗濯用合成洗剤 アクロン ティー ^ル アルキルエーテル、色 褪せ防止剤、安定化剤	界面活性剤(26%ボリキシエチレンカクテル)、色褪せ防止剤、安定化剤	用途外に使わない。●乳幼児の手の届くところに置かない。●使用後は手を良く洗い、クリームなどで手入れをする。●荒れ性の方や、原液で使うときは炊事用手袋を使用する。ついでにままにするとき、原液をつけることがあるので充分にふきとる。	●目に入ったときはすぐに水で洗う。●商品を飲ませる。	●目に入ったときはすぐに水で洗う。●商品を飲ませる。	●目に入ったときはすぐに水で洗う。●商品を飲ませる。	●目に入ったときはすぐに水で洗う。●商品を飲ませる。	
117- 118	ライオン	洗濯用合成洗剤 アクロン ティー ^ル ウォッシュ	界面活性剤(23%ボリキシエチレンアルキルエーテル)、安定化剤	用途外に使わない。●乳幼児の手の届くところに置かない。●使用後は手をよく洗い、クリームなどで手入れをする。●荒れ性の方や長時間使うときは、炊事用手袋を使用する。	●目に入ったときはすぐに水で洗う。●商品を手に持参し、医師に相談する。	●目に入ったときはすぐに水で洗う。●商品を飲ませる。	●目に入ったときはすぐに水で洗う。●商品を飲ませる。	●目に入ったときはすぐに水で洗う。●商品を飲ませる。	

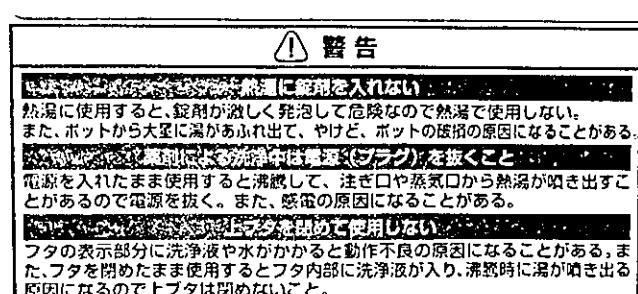
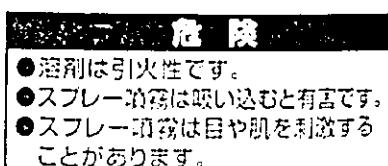
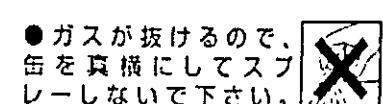
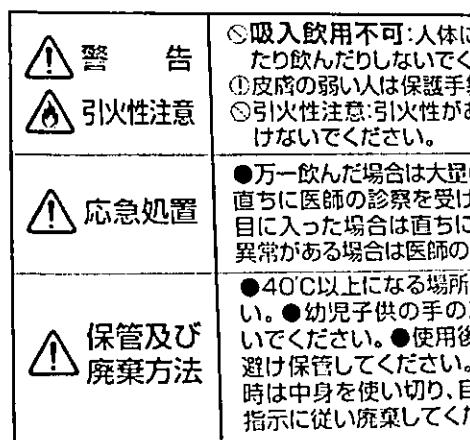
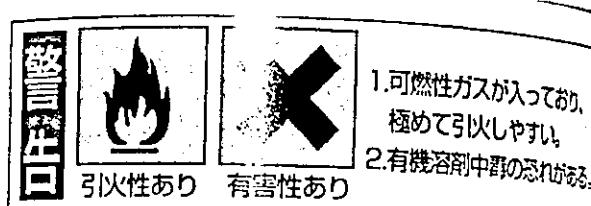
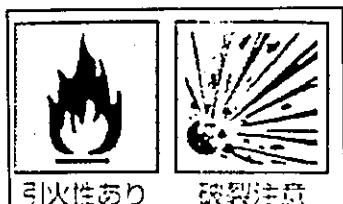
写真No	会社	品名	成分	危険有害性情報 (注意書きも含む場合あり)	絵表示	消防法等による記述	使用上の注意 (使用法の注意・注意書き)	使用法等による記述	応急処置	相談窓口／中毒センター情報等
126-126	ライオン	洗濯用合成洗剤 ドップフレッシュ そで	界面活性剤 (27%ボリオキシエチレンアルキルエーテル)、 安定化剤、アルカリ剤、 pH調整剤、酵素	●用途外に使わない。●手をよく水で洗い流す。●手を入れる。●手をよく洗い、クリームなどで手入れする。●荒れ性の方や長時間使用するときは、飲食用手袋を使用する。●洗濯機の上で漂らしない。フタなどに原液がついたままにすると傷むことがあるので充分にふきとる。		●飲み込んだときは、牛乳を飲ませる。●目に入ったときはすぐ水で洗い流す。●異常があるときは商品を持参し、医師に相談する。				
87-89	ライオン	台所用合成洗剤 全自動チャーミー	界面活性剤(2%ボリオキシエチレンアルキルエーテル)、 アルカリ剤(炭酸塩)、 軟化剤(クエン酸塩)、 漂白剤(芒硝)、 漂白活性剤、酵素	●用途外に使わない。●手の届くところに置かない。●使用後は手をよく水で洗い、クリームなどで手入れを ●荒れ性の方は飲食用手袋を使う。		●飲み込んだときは、牛乳を飲ませる。●目に入ったときはすぐ水で洗い流す。●異常があるときは商品を持参し、医師に相談する。	●飲み込んだときは、牛乳を飲ませる。●目に入ったときはすぐ水で洗い流す。●異常があるときは商品を持参し、医師に相談する。	●飲み込んだときは、牛乳を飲ませる。●目に入ったときはすぐ水で洗い流す。●異常があるときは商品を持参し、医師に相談する。		
216-217	ライオン	台所用合成洗剤 チャーミーリブ	界面活性剤(35%ボリオキシエチレンアルキルエーテル、アルキルエーテル、アルキルエスカルナトリウム、 アルカリ剤アルカノールアミド、アルキルアミンオキシド、 脂肪酸アルカルミンオキシド、アルキルアミンオキシド、アルキルアミンオキシド、アルキルアミンオキシド、アルキルアミンオキシド)	●用途外に使わない。●乳幼児の手の届くところに置かない。●使用後は手をよく洗い、クリームなどで手入れを。●荒れ性の方や長時間使用の場合、まだ液体をスポンジに含ませて使うときは飲食用手袋を使う。●野菜・果物を洗うときは5分以上つけたままでよい。●流水の場合は30秒以上食器及び調理用具は5秒以上ため水の場合は水をかえて2回以上すすぐ●うすめた液を長時間置くと変質することがあるので使用のつど薄めて使う。		●飲み込んだときは、牛乳を飲ませる。●目に入ったときはすぐ水で洗い流す。●異常があるときは商品を持参し、医師に相談する。	●飲み込んだときは、牛乳を飲ませる。●目に入ったときはすぐ水で洗い流す。●異常があるときは商品を持参し、医師に相談する。	●飲み込んだときは、牛乳を飲ませる。●目に入ったときはすぐ水で洗い流す。●異常があるときは商品を持参し、医師に相談する。		
210-211	ライオン	台所用洗剤 チャーミーリック		●用途外に使わない。●乳幼児の手の届くところに置かない。●使用後は手をよく洗い、クリームなどで手入れを。●荒れ性の方や長時間使用の場合、まだ液体をスポンジに含ませて使うときは飲食用手袋を使う。●野菜・果物を洗うときは5分以上つけたままでよい。●流水の場合は5秒以上ため水の場合は水をかえて2回以上すすぐ●うすめた液を長時間置くと変質があるので使用のつど薄めて使う。		●日に入つたときは(痛みがなくなる)や、目に異常を感じたときは、そのまま放置すると失明の恐れがあるので、すぐに手で洗い流す。●飲み込んだときは、直ちに飲食スプレー、生ゴミ消臭スプレーなどは屋さんないよう一度に大量に使つたり、継けて最終回を使わないと効果が落ちるので酵素系漂白剤と併用しない。●衣類や歯磨物につくと脱色するので注意の乳幼児の手の届くところに置かない。●直射日光を避け、高温の所に置かない。倒して保管しない。	●日に入つたときは(痛みがなくなる)や、目に異常を感じたときは、そのまま放置すると失明の恐れがあるので、すぐに手で洗い流す。●飲み込んだときは、直ちに飲食スプレー、生ゴミ消臭スプレーなどは屋さんないよう一度に大量に使つたり、継けて最終回を使わないと効果が落ちるので酵素系漂白剤と併用しない。●衣類や歯磨物につくと脱色するので注意の乳幼児の手の届くところに置かない。●直射日光を避け、高温の所に置かない。倒して保管しない。	●日に入つたときは(痛みがなくなる)や、目に異常を感じたときは、そのまま放置すると失明の恐れがあるので、すぐに手で洗い流す。●飲み込んだときは、直ちに飲食スプレー、生ゴミ消臭スプレーなどは屋さんないよう一度に大量に使つたり、継けて最終回を使わないと効果が落ちるので酵素系漂白剤と併用しない。●衣類や歯磨物につくと脱色するので注意の乳幼児の手の届くところに置かない。●直射日光を避け、高温の所に置かない。倒して保管しない。		
27-29	ライオン	台所用漂白剤 キッヂキレキシエール	次亜塩素酸ナトリウム (塩素系)、界面活性剤 (アレキルアミンオキシド)、 水酸化ナトリウム	●必ず単独で使用する。酵素タイプの製品や排水口等と混せると有害なガスが発生して危険キッヂキレキシエールスプレー、生ゴミ消臭スプレーなどは屋さんないよう一度に大量に使つたり、継けて最終回を使わないと効果が落ちるので酵素系漂白剤と併用しない。●衣類や歯磨物につくと脱色するので注意の乳幼児の手の届くところに置かない。●直射日光を避け、高温の所に置かない。倒して保管しない。		●日に入つたときは(痛みがなくなる)や、目に異常を感じたときは、そのまま放置すると失明の恐れがあるので、すぐに手で洗い流す。●飲み込んだときは、直ちに飲食スプレー、生ゴミ消臭スプレーなどは屋さんないよう一度に大量に使つたり、継けて最終回を使わないと効果が落ちるので酵素系漂白剤と併用しない。●衣類や歯磨物につくと脱色するので注意の乳幼児の手の届くところに置かない。●直射日光を避け、高温の所に置かない。倒して保管しない。	●日に入つたときは(痛みがなくなる)や、目に異常を感じたときは、そのまま放置すると失明の恐れがあるので、すぐに手で洗い流す。●飲み込んだときは、直ちに飲食スプレー、生ゴミ消臭スプレーなどは屋さんないよう一度に大量に使つたり、継けて最終回を使わないと効果が落ちるので酵素系漂白剤と併用しない。●衣類や歯磨物につくと脱色するので注意の乳幼児の手の届くところに置かない。●直射日光を避け、高温の所に置かない。倒して保管しない。	●日に入つたときは(痛みがなくなる)や、目に異常を感じたときは、そのまま放置すると失明の恐れがあるので、すぐに手で洗い流す。●飲み込んだときは、直ちに飲食スプレー、生ゴミ消臭スプレーなどは屋さんないよう一度に大量に使つたり、継けて最終回を使わないと効果が落ちるので酵素系漂白剤と併用しない。●衣類や歯磨物につくと脱色するので注意の乳幼児の手の届くところに置かない。●直射日光を避け、高温の所に置かない。倒して保管しない。		
15-16	ライオン	トイレ用合成洗剤 トルツトイレ爽快洗剤スプレー	界面活性剤(1%アルギルペタイン)、安定剤	●用途外に使わない。●乳幼児の手の届くところに置かない。●人に向けてスプレーしない。●荒れ性の方は飲食用等の手袋をはめろ。●使用後は必ず「止」に、「止」のままレバーを引かない。(液が飛び出しきることがあります。)●目に入ったときは商品を持参し、医師に相談する。		●飲みこんだときは水を飲ませる。●目にこすらずすぐに水で充分洗い流す。●海水でもよい。	●飲みこんだときは水を飲ませる。●目にこすらずすぐに水で充分洗い流す。●海水でもよい。	●飲みこんだときは水を飲ませる。●目にこすらずすぐに水で充分洗い流す。●海水でもよい。		

写真No	会社	品名	成分	危険有毒性情報 (注意書きも含む場合あり)	消防法等による記述	絵表 示	使用上の注意 (使用法の注意・注意書き)	応急処置 (飲み込んだときは)	相談窓口／中毒センターライン情報
132— 133	ライオン	トイレ用洗浄剤 トイレのルック	界面活性剤 (アルキルアミノキシド、グリコール酸(0.8%))		用過外に使わない。乳幼児の手の届くところに置かない。 原液が飛び出す恐れがあるので、容器の断面を強く持つてキャップを開けたときは必ずすぐに水で充分流し流す(必ずそれ以後の内側を柄付きブラシ以外で掃除をするとき、また薄めた液でふき掃除をするとき、ゴム製等の手袋を着用する。皮膚についたときは水で充分流す)。通常があるときは商品を持参し、医師に相談する。		●飲み込んだときは、水又は牛乳を飲ませる。●目に入ったときは、そのまま放置する。●乳幼児の手の届くところに置かない。 原液が飛び出す恐れがあるので、容器の断面を強く持つてキャップを開けたときは必ずすぐに水で充分流し流す(必ずそれ以後の内側を柄付きブラシ以外で掃除をするとき、また薄めた液でふき掃除をするとき、ゴム製等の手袋を着用する。皮膚についたときは水で充分流す)。通常があるときは商品を持参し、医師に相談する。	●飲み込んだときは、水又は牛乳を飲ませる。●目に入ったときは、そのまま放置する。●乳幼児の手の届くところに置かない。 原液が飛び出す恐れがあるので、容器の断面を強く持つてキャップを開けたときは必ずすぐに水で充分流し流す(必ずそれ以後の内側を柄付きブラシ以外で掃除をするとき、また薄めた液でふき掃除をするとき、ゴム製等の手袋を着用する。皮膚についたときは水で充分流す)。通常があるときは商品を持参し、医師に相談する。	
17—20	ライオン	排水パイプ用洗浄剤 ルックバイプマンお手鞋分包	オルトドハイ酸ナトリウム(SiO ₂ として25%) 過炭酸ナトリウム、界面活性剤(アルキルオレフィンスルホンナトリウム)		用途以外には使用しない。 ●使うときは飲事用等手袋をはめる。 ●使うときは粉が目に入らないよう注意する。 ●使うことがあるので、顎を広げて使用しない。 ●か果が減少するので、塩素系洗浄剤や、酸性洗浄剤と併用混ぜしない。 ●乳幼児の手の届くところに置かない。 ●直射日光を避け、高温となるところや寓所に置かない。 ●湿気の少ない所で保管する。湿って固まつたものは効果が減少するので使用しない。		●目に入ったときは、そのまま放置する。●乳幼児の手の届くところに置かない。 原液が飛び出す恐れがあるので、容器の断面を強く持つてキャップを開けたときは必ずすぐに水で充分流し流す(必ずそれ以後の内側を柄付きブラシ以外で掃除をするとき、また薄めた液でふき掃除をするとき、ゴム製等の手袋を着用する。皮膚についたときは水で充分流す)。通常があるときは商品を持参し、医師に相談する。	●目に入ったときは、そのまま放置する。●乳幼児の手の届くところに置かない。 原液が飛び出す恐れがあるので、容器の断面を強く持つてキャップを開けたときは必ずすぐに水で充分流し流す(必ずそれ以後の内側を柄付きブラシ以外で掃除をするとき、また薄めた液でふき掃除をするとき、ゴム製等の手袋を着用する。皮膚についたときは水で充分流す)。通常があるときは商品を持参し、医師に相談する。	
81—82	リンレイ	カーベット用合成洗剤 カーベットのかんたんしみとり	界面活性剤(1.1%アルキル硫酸エステルナトリウム)		●用過外に使わない●目立たないところで変色しないことを確認から●人に向けてスプレーしない●肌の弱い方は飲事用手袋を使用する●使用後は手を水でよく洗い、クリーム等でのお手入れを		●飲み込んだ場合には吐かせずに口をすすぎ、水から牛乳を飲ませる等の処置をして、すぐ医師に相談する。	●飲み込んだ場合には吐かせずに口をすすぎ、水から牛乳を飲ませる等の処置をして、すぐ医師に相談する。	http://www.rinrei.co.jp
159— 160	リンレイ	カーベット用仕上げ剤 カーベットふくら再生素プレー	柔軟剤 消臭剤 除菌剤				●子供の手の届く所に置かない●目に立たないところで変色しないことを確認から●人に向けてスプレーしない●肌の弱い方は飲事用手袋を使用する●使用後は手を水でよく洗い、クリーム等でのお手入れを	●子供の手の届く所に置かない●目に立たないところで変色しないことを確認から●人に向けてスプレーしない●肌の弱い方は飲事用手袋を使用する●使用後は手を水で充分流す等の処置をして、医師に相談する。	http://www.rinrei.co.jp
389— 390	リンレイ	家庭用合成洗剤 換気扇シンジャー	界面活性剤(15ドロキシエチレンアルキルエーテル)、溶剤、研磨剤						http://www.rinrei.co.jp

写真No	会社	品名	成分	危険者書面情報 (注意書きも含む場合あり)	栓表示	消防法等による記述	使用上の注意 (使用法の注意・注意書き)	応急処置	相談窓口/中毒セン ター情報等
416- 418	リンレイ	住宅用洗浄剤 換気扇シンジック リーナー	水酸化ナトリウム(2%)、 界面活性剤、脂肪酸アルカリノルアミド、溶脂(グリコールエーテル)	火氣と高温に注意 高圧力 水流を使用した可燃性の製品 であり、危険なため、下記の 注意を守ること。 ①炎や火氣の近くで使用しないこと。 ②火氣を使用している室内 で大量に使用しないこと。 ③窓開けたままの火氣の危険が あるため、直射日光の当たる所やアンヒーター、ストーブ等の近くなど温度が40度以上となる所に置かないこと。 ④火の中に入れないこ と。⑤使い切って捨てるこ と。高压ガス:LPガス	●用途以外に使わない●必ず炊事用手袋を使用する●子供の手の届く所に置かない●牛乳を飲ませる等の処置をして、すぐ医師に相談する●目に入ったり、皮ふに付いた時にはすぐに水で手をよく洗い、クリームなどでの手入れを●人に向けてブレしない●缶がさびるとでもや破裂の原因になるので、水廻りや湯気の多い所には置かない●捨てる時は、火氣のない屋外で噴射音が消えるまでボタンを押してガスを抜く	●飲み込んだ場合は吐かせずに口をすすぎ、水か牛乳を飲ませる等の処置をして、すぐ医師に相談する●目に入ったり、皮ふに付いた時には十分な水で洗い流す等の処置をして、医師に相談する	http://www.rinrei.co.jp	http://www.rinrei.co.jp	相談窓口/中毒セン ター情報等
107- 108	リンレイ	床用合成洗剤 フローリングクリー ナー	界面活性剤(0.4%ポリ オキシエチレンアルキル エーテル)、溶剤、アルカ リ剤	●用途外に使わない●子供の手の届く所に置かない●先端部のスツッパーを閉めたままスプレーしない(スツッパーを閉めたま まスプレーを閉めたり、液が飛び出るこ とがある●別の弱い方は炊事用手袋を使う●換気をよくして使う●日目に入ったり、皮ふに付いた場合はす ぐに充分な水で洗い流す等の処置をして、医師に相談する	●用途外に使わない●子供の手の届く所に置かない●先端部のスツッパーを閉めたままスプレーしない(スツッパーを閉めたり、液が飛び出るこ とがある●別の弱い方は炊事用手袋を使う●換気をよくして使う●日目に入ったり、皮ふに付いた場合はす ぐに充分な水で洗い流す等の処置をして、医師に相談する	●飲み込んだ場合は吐かせずに口をすすぐ医師に相談する●牛乳を飲ませる等の処置をして、すぐ医師に相談する●目に入ったり、皮ふに付いた場合はすぐに充分な水で洗い流す等の処置をして、医師に相談する	http://www.rinrei.co.jp	http://www.rinrei.co.jp	相談窓口/中毒セン ター情報等
143- 144	リンレイ	床用合成洗剤 フローリングクリー ナー	界面活性剤(0.7%グリセ リン脂肪酸エステル)	●用途外に使わない●子供の手の届く所に置かない●先端部のスツッパーを開めたままで使う●床の材質により質が変化す かる場合、液が飛び出るこ とがある●別の弱い方は炊事用手袋を使う●日目立たない所では使用しない●床の弱い部分では使わない●使 用後は手をよく洗い、クリーム等での手入れを	●用途外に使わない●子供の手の届く所に置かない●先端部のスツッパーを開めたままで使う●床の材質により質が変化す かる場合、液が飛び出るこ とがある●別の弱い方は炊事用手袋を使う●日目立たない所では使用しない●床の弱い部分では使わない●使 用後は手をよく洗い、クリーム等での手入れを	●飲み込んだ場合は吐かせずに口をすすぐ医師に相談する●牛乳を飲ませる等の処置をして、すぐ医師に相談する●目に入ったり、皮ふに付いた場合はすぐに充分な水で洗い流す等の処置をして、医師に相談する	http://www.rinrei.co.jp	http://www.rinrei.co.jp	相談窓口/中毒セン ター情報等
157- 158	リンレイ	床用合成洗剤 フローリング専用クリー ンツヤビカ透明クリー ナー	界面活性剤(15%珪イオ ン系)、溶剤	●用途外に使わない●子供の手の届く所に置かない●肌の弱い方には、 炊事用手袋を使う●換気をよくしてから使うが、はいすぐ肌の弱い方には、 使うものがあるので必ず目立たない所で使う●床の材質により質が変化す くいうちに水洗いする●家具や道具等には使用しない●床の弱い部分 では手をよく洗い、クリーム等での手入れを	●用途外に使わない●子供の手の届く所に置かない●肌の弱い方には、 炊事用手袋を使う●換気をよくしてから使うが、はいすぐ肌の弱い方には、 使うものがあるので必ず目立たない所で使う●床の材質により質が変化す くいうちに水洗いする●家具や道具等には使用しない●床の弱い部分 では手をよく洗い、クリーム等での手入れを	●飲み込んだ場合は吐かせずに口をすすぐ医師に相談する●牛乳を飲ませる等の処置をして、すぐ医師に相談する●目に入ったり、皮ふに付いた場合はすぐに充分な水で洗い流す等の処置をして、医師に相談する	http://www.rinrei.co.jp	http://www.rinrei.co.jp	相談窓口/中毒セン ター情報等
436- 437	リンレイ	床用ワックス つやビカワックス	合成樹脂(アクリル樹 脂)、水	●用途外に使わない●子供の手の届く所に置かない●乾くと固まるの でスプレーしたまま放置しない●万一飲み込んだ時は吐かせずにすぐ医 師に相談する●目に入ったり皮膚に付いた時はすくいに充分な水で洗い流 す●換気をよくして使う●肌の弱い部分では手袋を使う●床の弱い部分 では必ず目立たない所で使う●床の材質により質が変化する●床の弱 い部分では手をよく洗い、クリーム等での手入れを	●用途外に使わない●子供の手の届く所に置かない●乾くと固まるの でスプレーしたまま放置しない●万一飲み込んだ時は吐かせずにすぐ医 師に相談する●目に入ったり皮膚に付いた時はすくいに充分な水で洗い流 す●換気をよくして使う●肌の弱い部分では手袋を使う●床の弱い部分 では必ず目立たない所で使う●床の材質により質が変化する●床の弱 い部分では手をよく洗い、クリーム等での手入れを	●飲み込んだ場合は吐かせずに口をすすぐ医師に相談する●牛乳を飲ませる等の処置をして、すぐ医師に相談する●目に入ったり、皮ふに付いた場合はすぐに充分な水で洗い流す等の処置をして、医師に相談する	http://www.rinrei.co.jp	http://www.rinrei.co.jp	相談窓口/中毒セン ター情報等
469- 470	ロジス ティック ジャパン	エコペール住まい 用洗剤	界面活性剤(6% アルキ ルポリグリコシド) 極助 剂(兼親水性アルコール)	●液体が目に入った時は、こすらずすぐ流水で充分に 洗い流す。●飲み込んだ時には吐かせずに、水または ミルクを飲むなどの処置をする。いずれの場合も、異 常が残る時は医師に相談する。	●液体が目に入った時は、こすらずすぐ流水で充分に 洗い流す。●高濃度時、長時間直射日光の当たる場所、 時間放置するとまれに液体の状態が変わることがある。	●液体が目に入った時は、こすらずすぐ流水で充分に 洗い流す。●高濃度時、長時間直射日光の当たる場所、 時間放置するとまれに液体の状態が変わることがある。	http://www.rinrei.co.jp	http://www.rinrei.co.jp	お客様窓口 0120-61-9100

写真No	会社	品名	成分	危険有毒性情報 (注意書きも含む場合あり)	絵表 (注意書き)	消防法等による記述	使用上の注意 (使用法の注意・注意書き)	応急処置	相談窓口／中毒センター情報等
377-379	和信ペイント	合成樹脂塗料 ワシン油性ニススプレー(ウレタンニス)	合成樹脂(ウレタン)、顔料(クリヤーを除く)、有機アリヤーを除く)、有機溶剤、DME	1. 可燃性ガスが入っており、極めて引火しやすい。2. 有機溶剤中毒の恐れがある。	あり	第2石油類 189ml 危険等級III 火気厳禁	イ、子供の手が届かないところに保存し、誤飲誤食をしないよう注意してください。ロ、スプレー塗装は、塗料が飛散して要気がこもるので、室内で使用はできるだけ避けしてください。ハ、有機溶剤が含まれているので、塗装中、乾燥中、どちらに換気をよくしてください。二、火気のあるところでは塗らないでください。ホ、塗料を吹きつけるときは、人や物に近づかないよう注意してください。ヘ、残った塗料は、ふたをし、直射日光を避けて保存してください。ト、や心を博す塗料を捨ててから一般ゴミとして処分してください。	-	東京都墨田区押油1-11-4 TEL 03(3942)9111 FAX 03(3942)9113 お問合せ先 http://www.tonyo.or.jp

資料4. 購入した製品に使用されている絵表示の例：



III. 研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル	書籍全体の編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	頁
城内博	化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)	塙島順一	化審法改正のポイント	化学工業日報社	東京	2004	252-272

雑誌

発表者氏名	論文タイトル	発表誌名	巻号	頁	出版年
城内博	化学品の分類及び表示に関する世界調和システム (GHS)	労働科学	80(59)	220-230	2004
城内博	化学品の分類及び表示に関する世界調和システム (GHS)	防錆管理	48(10)	377-383	2004
城内博	国連勧告「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム (GHS)」と産業現場でのメリット	安全衛生コンサルタント	25(73)	49-55	2005
原邦夫, 中明賢二	国連GHS勧告と日本法令での化学物質の分類・表示判定基準の違い	第44回日本労働衛生工学会・第25回作業環境測定研究会抄録集		110-111	2004
原邦夫, 中明賢二	国連GHS勧告を利用した職場での化学品管理の方法	労働科学	81(1)	32-48	2005

IV. 研究成果の刊行物・別冊



監修 中園 繁克
編著 塚島 順一

化学工業日報社

2. 化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)

2.1 国連勧告「化学品の分類及び表示に関する世界調和(GHS)」

2.1.1 GHSとは

2003年7月に「化学品の分類と表示に関する世界調和システム」(Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals: GHS)が国連勧告として出されました。GHSは化学品の危険有害性を一定の基準に従って分類し、その結果をラベルやSDS(Safety Data Sheet)に反映させ、災害防止および人の健康や環境の保護に役立てるようとするものです。

(注) 調和とは、化学品の危険有害性の分類および情報の伝達を目的とした共通の一貫した基盤を確立することをいいます。

化学品の危険有害性に関する分類と表示を世界的に統一しようとする動きは、1990年にILOから出された化学物質に関する170号条約および177号勧告になりますが、これが世界的なプロジェクトとして大きく前進したのは、1992年の国連環境開発会議(UNCED)のアジェンダ21、第19章、第27項の次のような決議によります。

「安全データシート及び容易に理解できるシンボルも含めた、世界的に調和された危険有害性に関する分類及び表示システムを、可能であれば西暦2000年までに利用できるようにするべきである。」

以来、約10年間にわたりこれを実現するためにさまざまな国際機関や各国の専門家、NGOなどが協力してきました。UNCEDでの計画より遅れたものの、2002年の12月にはGHSの普及実施・維持・更新について責任を負っている国連経済社会理事会の危険物輸送／化学品の分類と表示に関する世界調和システム委員会(UNCETDG/GHS)においてGHSの最終案が採択され、2003年7月に国連から勧告として出されました。

GHSは勧告であるために各國政府がその実施を強制されることはありませんが、国連ではGHSを世界的に実施する時期についての努力目標を2008年に置いています。また、APECでは目標を2006年としています。欧米諸国ではGHS導入に向けて着々と準備をすすめている模様であり、わが国でも関係省庁ではGHSへの対応を検討していると思われます。

ここではGHSについて、その主な内容および特徴を抜粋し多少解説も加えて、その概要がわかるようになります。詳細は国連危険物輸送のホームページ <http://www.uncece.org/trans/danger/publi/ghs/officialtext.html>で公開されているGHS文書(通称:パープルブック)をご覧ください。なお、これの日本語版への翻訳は関連省庁が共同で作業を行い、現在、厚生労働省、経済産業省、環境省などのホームページ等で閲覧あるいはダウンロードできるようになっています。GHS文書は443ページからなり、以下の内容を含んでいます。

第1部 序

- 1.1章【GHSの目的、範囲、適用】 1.2章【定義および略語】
- 1.3章【危険有害性のある物質と混合物の分類】
- 1.4章【危険有害性に関する情報の伝達;表示】 1.5章【危険有害性に関する情報の伝達: 安全データシート】

第2部 物理化学的危険性

- 2.1章【火薬類】 2.2章【引火性/可燃性ガス】 2.3章
【引火性エアゾール】 2.4章【酸化性ガス】 2.5章【高圧ガス】 2.6章【引火性液体】 2.7章【可燃性固体】 2.8
 章【自己反応性化学品】 2.9章【自然発火性液体】 2.10
 章【自然発火性固体】 2.11章【自然発熱性化学品】 2.12
 章【水反応可燃性化学品】 2.13章【酸化性液体】 2.14章
【酸化性固体】 2.15章【有機過酸化物】 2.16章【金属腐食性物質】

第3部 健康及び環境に対する有害性

- 3.1章【急性毒性】 3.2章【皮膚腐食性／刺激性】 3.3
 章【眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性】 3.4章【呼吸器感作性または皮膚感作性】 3.5章【生殖細胞変異原性】
 3.6章【発がん性】 3.7章【生殖毒性】 3.8章【特定標的臓器／全身毒性(単回暴露)】 3.9章【特定標的臓器／全身毒性(反復暴露)】 3.10章【水生環境有害性】

付属書

- 付属書1【ラベル要素の割当て】 付属書2【分類および表示に関する一覧表】 付属書3【注意書き、絵表示】 付属書4
 【危害の可能性に基づく消費者用の製品の表示】 付属書5
 【分り易さに関する試験方法】 付属書6【GHSラベル要素の配置例】 付属書7【世界調和システムにおける分類例】 付
 属書8【水生環境有害性に関する手引き】 付属書9【水生媒体中の金属および金属化合物の変化／溶解に関する手引き】

2.1.2 GHSの目的、範囲、適用

【目的】

GHSの最終的な目標は危険有害性に関する情報をそれを取扱う人に正確に伝えることにより、人の安全と健康を確保し、環境を保護することにあります。化学製品は、人の生活を便利にし、向上させていますが、一方では人の健康や環境に悪い影響を与える可能性もあります。国際機関や各国は化学物質を適正に管理するための一環として、ラベルや安全データシート(SDS)等により危険有害性情報の伝達を求める指針や法規制を策定していますが、これらの法規制は国々により異なります。化学品の国際貿易は広く行われており、その安全な使用、輸送、廃棄などが求められています。このような状況から、国際的に調和された分類および表示方法が必要であるという認識がなされました。

このGHSの実施により以下の点が期待されています。

- (a) 危険有害性の情報伝達に関する国際的に理解されやすいシステムの導入によって、人の健康と環境の保護が強化されます。
- (b) 既存のシステムを持たない国々に対し国際的に承認された枠組みが提供されます。
- (c) 化学品の試験および評価の必要性が減少します。
- (d) 危険有害性が国際的に適正に評価され確認された化学品の国際取引が促進されます。

【範 囲】

GHSには、化学物質および混合物を、物理化学的危険性および健康や環境に対する有害性に応じて分類するための調和された判定基準、およびラベルや安全データシートに関する要件とそれらの情報

の伝達に関する事項が含まれます。

【適用】

GHSはすべての危険有害な化学品（純粋な化学物質、その希釈溶液、化学物質の混合物）に適用されます。ただし、「成形品（Article）」（米国OSHA 29CFR1910.1200の定義による）は除かれます。また、医薬品、食品添加物、化粧品、あるいは食物中の残留農薬は、意図的な摂取という理由からGHSによるラベルの対象とはしません。危険有害性に関する情報の伝達要素（ラベルやSDS）の適用方法は製品の種類やライフサイクルによって異なっています。危険有害性に関する情報提供の対象者としては消費者、労働者、輸送担当者、緊急時対応者などが含まれます。

各国はそれぞれのシステムにGHSを部分的に当てはめることができます。しかし、GHSを適応し実施する場合には、その適用範囲においては分類や表示システムに一貫性を持たせなければなりません。例えば、あるシステムが化学品の発がん性を対象にするならば、GHSの発がん性に関する分類と表示項目に従わなければなりません。

2.1.3 危険有害性に関する分類

【判定基準】

GHSでは危険有害性の種類（GHS文書の第2部、第3部の各章に示された危険有害性）ごとに、その重大性を判定する基準を設定しています。第4-4表にその例として急性毒性（半致死量LD₅₀および半致死濃度LC₅₀が指數となっている）に関する判定基準を示します。

【混合物の判定基準】

混合物を分類するための判定基準は有害性が既知の成分数など

第4-4表 急性毒性の判定基準 (LD₅₀/LC₅₀ 値)

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5
経口 (mg/kg 体重)	5	50	300	2,000	5,000
経皮 (mg/kg 体重)	50	200	1,000	2,000	
気体 (ppmV)	100	500	2,500	5,000	
蒸気 (mg/t)	0.5	2.0	10	20	
粉塵およびミスト (mg/t)	0.05	0.5	1.0	5	

により異なり、簡単ではありません。ここでは、全成分についてデータが利用できる場合の急性毒性推定値 (ATE) を求める式を示します。

$$100/\text{ATE}_{\text{mix}} = \Sigma (C_i/\text{ATE}_i)$$

C_i = 成分 i の濃度

成分数 n のとき、i は 1 から n
 ATE_i : 成分 i の急性毒性推定値 (利用可能な LD₅₀/LC₅₀ 値など)

ATE_{mix} : 混合物の急性毒性推定値

【分類手順】

実際、化学品をGHSの判定基準に従って分類する場合には、次の三つの手順で行います。

- (a) 物質または混合物についての関連するデータの収集
- (b) 物質または混合物の持つ危険有害性を確認するための上記データの検討
- (c) 危険有害性の判定基準とデータとの比較検討に基づいた、危険有害性の種類および区分についての決定（各危険有害性について分類する際の判定論理がGHS文書に示されており、実際に分類を行う際には良い手引きとなるでしょう。）

【留意事項】

分類する際に用いる有害性に関するデータについては以下のような点に留意する必要があります。

- ・GHSでは有害性を分類するための新たな試験データを求めていません。既存のデータを用いて分類を行うことを原則にしています。既存の規制システムの中にもデータの取得を必要とするもの（例えば農薬）がありますが、これはGHSと直接関係はありません。混合物においても、混合物そのもののデータがない場合には、類似の混合物あるいは混合物の成分のデータを利

用して分類を行います。

- ・可能なかぎり生きた動物での試験はさけるべきです。また、有害性の特定のためだけに人で試験することも認められません。
- ・証拠の重み付け等が必要な場合には、物質の有害性分類でのデータの解釈に専門家の判断が必要となるでしょう。

【更 新】

分類とその結果に関する情報の更新は、変更を必要とする情報を入手し次第、じん速に行うべきであり、当局は情報を改訂するまでの時間的期限を定めることができます。

2.1.4 ラベル

【ラベルの定義】

ラベルとは危険有害な製品に関する書面、印刷またはグラフィックによる情報のまとまりで、物質に直接あるいはその外部に貼付、印刷または添付されるものをいいます。

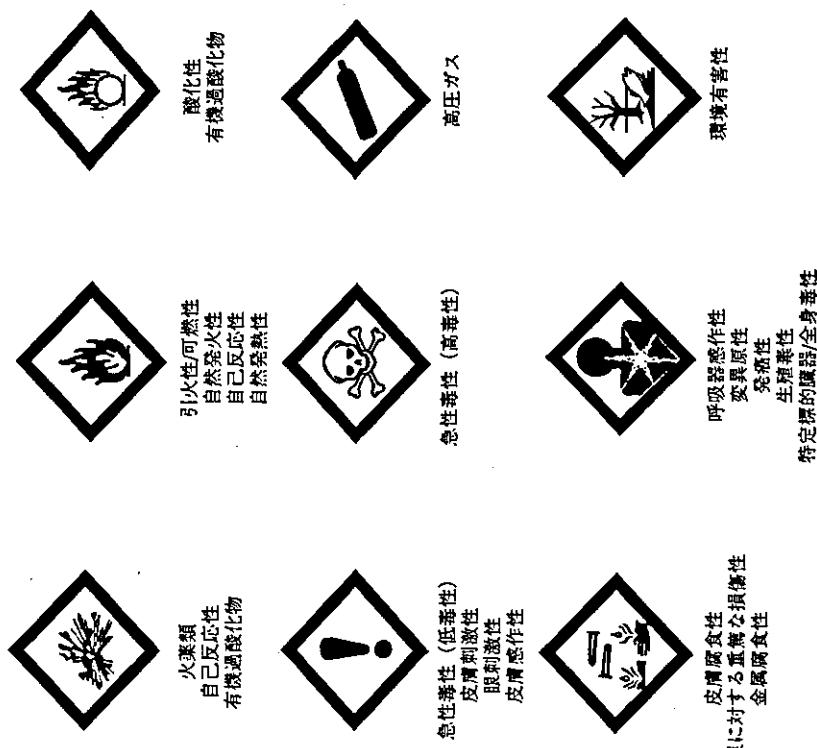
【ラベルに必要な情報】

ラベルでは、GHSでの各危険有害性の種類および区分に関する情報をお伝えするために、注意喚起語、危険有害性情報、絵表示、などのはかに、製品の化学的特定名および供給者の情報を含みます。注意書きについてはまだ調和されておらず、現在作業中で、2004年末に決められる予定です。

以下にラベルに必要とされる情報について説明します。

- (a) 注意喚起語
注意喚起語とは、危険有害性の重大性の相対的レベルを示し、利用者に対して潜在的な危険有害性について警告するための語句を意味します。GHSで用いられる注意喚起語は、「危険 (Danger)」と「警告 (Warning)」です。「危険」はより重大な危険有害性項目に用いられ（主として危険有害性の区分1と2）、「警告」はより重大性の低い項目に用いられます。
- (b) 危険有害性情報
危険有害性情報とは、各危険有害性の種類および区分の判定基準に割り当てられた文言で、製品の危険有害性の性質とその程度を示すものです。
- (c) 絵表示（ピクトグラム）
特定の情報を伝達することを意図したシンボル（炎やがいこつ等）と境界線、背景のパターンまたは色のようないくつかから構成されるものをいいます。第4-3図にGHSで使用される絵表示と該当する危険有害性の種類を示します。
- (d) 注意書きおよび絵表示
注意書きとは、危険有害性を持つ製品への暴露、または、その不適切な貯蔵や取り扱いから生じる被害を防止し、または最小にするために取るべき推奨措置について記述した文言および

2. 化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)



注：菱形枠は赤色、中のシンボルは黒色が用いられる。危険有害性の種類、区分によって使用される絵表示が多少異なるので詳細はGHS文書を参照のこと。

第4・3図 危険有害性を表す絵表示

絵表示（保護具着用の絵など）をいいいます。

(e) 製品の特定名

- (i) 製品の特定名は、GHSラベルに記載しなければなりませんが、これはSDSで使用した製品の特定名と一致させます。当該物質または混合物に国連危険物輸送・モデル規則が適用される物質および混

【危険物輸送のラベル】

国連の危険物輸送勧告・モデル規則では、主として絵表示の形で（注意喚起語や危険有害性情報は記載しない）表示情報を提示するところが認められています。

【優先順位】

危険有害性を表すシンボルについては優先順位が定められています。これはできるだけ記載の重複をなくし、分かり易くするための工夫です。国連危険物輸送・モデル規則が適用される物質および混

合物については、物理化学的危険性のシンボルの優先順位はモデル規則に従わなければなりません。健康に対する有害性については、次の優先順位の原則が適用されます。

- (a) どくろを適用する場合、感嘆符を使用してはなりません。
 - (b) 腐食性シンボルを適用する場合、皮膚または目刺激性を表す感嘆符を使用してはなりません。
 - (c) 呼吸器感作性に関する健康有害性シンボルを使用する場合、皮膚感作性または皮膚/目刺激性を表す感嘆符を使用してはなりません。
- 注意喚起語では、「危険」を適用する場合、「警告」を使用してはなりません。

【視覚障害者に対する情報伝達】

視覚障害者用の触覚による警告を使用する場合、技術仕様は、ISO規格 11683 (1997年版) に従わなければなりません。

【ラベル例】

第4-5表に急性毒性(経口)について区分と該当するラベル情報を示します。
GHSのラベル例を第4-4図(筆者がGHSの概念を基に作成したものであり、個々の情報は正確ではないので留意願いたいです。)に示します。

第4-5表 急性毒性(経口)の区分と該当するラベル情報

LD ₅₀ (mg/kg) (判定基準)	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5
	5	50	300	2,000	5,000
絵表示					なし
注意喚起語 危険有害性情報	危険 飲み込むと 生命に危険	危険 飲み込むと 生命に危険	危険 飲み込むと 生命に危険	危険 飲み込むと 生命に危険	警告 飲み込むと 有害 中毒
危険	危険	危険	危険	危険	警告

【消費者用ラベル】

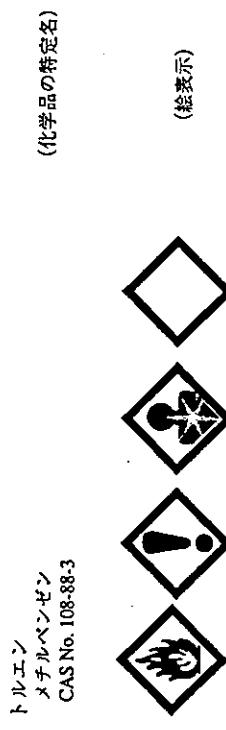
ラベル要素はGHS分類基準に基づくべきですが、当局は危険の可能性(リスク)に基づいた消費者用情報提供システムを認可することができます。その場合、当局は製品使用による潜在的暴露およびリスクを決定する手順を確立する必要があります。これが適応される危険有害性の種類は慢性健康影響(発がん性、生殖毒性、標的臓器/全身毒性など)です。

2.1.5 SDS

【対象集団】

SDSは、作業場の化学品管理において使用され、化学物質または混合物に関する包括的な情報を提供する役割を担っています。また、SDSは他の化学物質を取り扱う者にとっても重要な情報源です。

2. 化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)



- 警告**
- 可燃性液体
 - 飲み込んだり、吸ったり、皮膚につくと有害
 - 燃り返しの爆薬により中枢神経障害の可能性あり
 - 水生物に毒性あり
- 取扱注意**
- 火気厳禁
 - 密閉使用、全体排気、局部排気などをを行う
 - 防爆用の電気装置を使用する
 - 火災の際に泡・炭酸ガス・粉末消火器を用いる
 - 保護手袋、ゴーグル、保護マスクなどを使用する
 - 頭部、めまい等の症状が現れた場合はやかに医師に診察を受ける
 - 目にに入った場合は十分に洗い、眼科医の診察を受ける
 - 皮膚についた場合は、石けん水で洗う
 - 取り扱い中は飲食や喫煙をしない
 - 直接下水等に流さないこと

関連株式会社。
ジユネーブ、平和通り 1-1
スイス
Tel. 41 22 917 00 00
Fax. 41 22 917 00 00

第4-4図 ラベル例

【対象物質】

SDSは、GHSに基づく物理化学的な危険性や、人の健康または環境に対する有害性に関する調和された判定基準を満たすすべての物質および混合物について作成しなければなりません。また、混合物のSDSを作成する目安として各有害性に対して第4-6表のカットオフ値/濃度限界が与えられています。発がん性、生殖毒性、標的臓器/全身毒性については、表4-6の数値を越える濃度の物質を含むすべての混合物について作成しなければなりません。その他の有害性につ

第4-6表 SDS作成のための各有害性に対するカットオフ値/濃度限界		
有害性の種類	カットオフ値/濃度限界	
急性毒性	1.0%以上	
皮膚腐食性/刺激性	1.0%以上	
眼に対する重篤な損傷/刺激性	1.0%以上	
呼吸器または皮膚感作性	1.0%以上	
変異原性:区分1	0.1%以上	
変異原性:区分2	1.0%以上	
発がん性	0.1%以上	
生殖毒性	0.1%以上	
標的臓器/全身毒性(単回曝露)	1.0%以上	
標的臓器/全身毒性(反復曝露)	1.0%以上	
水生環境有害性	1.0%以上	

いてはこれらの数値を目安に、さらに混合物の有害性の判定基準に基づいてSDSの作成が決定されます。当局は、危険有害性として分類される判定基準に合致しなくとも、危険有害物質を一定濃度以上含む混合物に対してSDSを作成するよう要求することができます。

【項目および内容】

SDSの情報は、16項目を使用し、第4-7表に示す順序で記載しなければなりません。

SDSは、関係する危険有害性を特定するのに用いられたデータを明確に記載しなければなりません。第4-7表に示した最低限の情報は、該当する場合であつてかつ入手可能な場合において、SDSの関連する項目に含めなければなりません。小項目に該当する特定の情報がない、または入手不能である場合は、SDSにその事実を明示しなければなりません。当局は追加情報を要求することができます。

第4-7表 SDSに必要な最低限の情報

1. 製品および会社情報	<ul style="list-style-type: none"> GHS製品特定手段 他の特定手段 化学品の推奨用途と使用上の制限 供給者の詳細（社名、住所、電話番号など） 緊急時の電話番号
2. 危険有害性の要約	<ul style="list-style-type: none"> 物質／混合物のGHS分類と国／地域情報 注意書きも含むGHSラベル要素（危険有害性シンボルは、黒と白を用いたシンボルの図による記載またはシンボルの名前、例えば、炎、どくろなどとして示される場合がある） 分類に関係しない（例：粉塵爆発危険性）またはGHSで扱われない他の危険有害性
3. 組成、成分情報	<ul style="list-style-type: none"> 化学的特定名 慣用名、別名など CAS番号、EC番号など それ自身が分類され、物質の分類に寄与する不純物および安定化添加物 混合物 <ul style="list-style-type: none"> GHS対象の危険有害性があり、カットオフ・レベル以上で存在するすべての成分の化学生名と濃度または濃度範囲 成分に関する情報については、製品の規定規則によりCBIIに関する当局の規則が優先される。
4. 応急措置	<ul style="list-style-type: none"> 異なる暴露経路、すなわち吸入、皮膚や目との接触、および損傷に対する細分された必要な措置／影響 急性および遅延性の最も重要な症状／影響 必要な場合、応急処置および必要とされる特別な処置の指示
5. 火災時の措置	<ul style="list-style-type: none"> 適切な（および不適切な）消火剤 化学品から生じる特定の危険有害性（例えば、有害燃焼生成物の性質） 消防作業者用の特別な保護具と予防措置
6. 滴出時の措置	<ul style="list-style-type: none"> 人体に対する予防措置、保護具および緊急時措置 環境に対する予防措置 封じ込めおよび浄化方法と器材
7. 取り扱いおよび保管上の注意	<ul style="list-style-type: none"> 安全な取り扱いのための予防措置 ●配合禁忌等、安全な保管条件
8. 暴露防止および個人に対する保護措置	<ul style="list-style-type: none"> ●職業暴露限界値、生物学的限界値等の管理指標 ●適切な工学的管理 ●個人用保護具などの個人保護措置
9. 物理的および化学的性質	<ul style="list-style-type: none"> ●外観（物理的状態、色など） ●臭い ●臭いの閾値
10. 安定性および反応性	<ul style="list-style-type: none"> ●化学的安定性 ●危険有害性の可能性 ●選けるべき条件（静電放電、衝撃、振動等） ●混触危険物のある分解生成物
11. 有害性情報	<ul style="list-style-type: none"> 種々の毒性学的（健康）影響の簡潔かつ完全で分かりやすい記述および次のようないくつかの特徴に使用される利用可能なデータ： ●物理的、化学的および生物学的特性に関係した症状 ●短期および長期暴露による遅延および即時影響、ならびに慢性影響 ●毒性の数値的尺度（急性毒性推定値など）
12. 環境影響情報	<ul style="list-style-type: none"> ●生態毒性（利用可能な場合、水生および陸生） ●生物蓄積性 ●土壤中の移動度 ●他の有害影響
13. 廃棄上の注意	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄残留物の記述とその安全な取扱いに関する情報、汚染容器包装の廃棄方法を含む
14. 輸送上の注意	<ul style="list-style-type: none"> ●国連品名 ●輸送における危険性の種類 ●容器等級（該当する場合） ●海洋汚染物質（該当非該当） ●使用者が構内もしくは構外の輸送または輸送手段に關連して知る必要がある、または従う必要がある特別の安全対策
15. 適用法令	<ul style="list-style-type: none"> ●当該製品に特有の安全、健康および環境に関する規則
16. SDSの作成と改訂に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ●SDSの作成と改訂に関する規則 ●情報を含むその他の情報

1. pH	<ul style="list-style-type: none"> ●pH ●燃点／爆発点 ●初留点と沸点範囲 ●引火点 ●蒸発速度 ●燃焼性（固体、ガス） ●引火または爆発範囲の上限／下限 ●蒸気密度 ●比重 ●溶解度 ●n-オクタノール／水分配係数 ●自然発火温度 ●分解温度
2. 危険有害性の要約	<ul style="list-style-type: none"> ●物質／混合物のGHS分類と国／地域情報 ●注意書きも含むGHSラベル要素（危険有害性シンボルは、黒と白を用いたシンボルの図による記載またはシンボルの名前、例えば、炎、どくろなどとして示される場合がある） ●分類に関係しない（例：粉塵爆発危険性）またはGHSで扱われない他の危険有害性
3. 組成、成分情報	<ul style="list-style-type: none"> ●化学的特定名 ●慣用名、別名など ●CAS番号、EC番号など ●それ自身が分類され、物質の分類に寄与する不純物および安定化添加物 ●混合物 <ul style="list-style-type: none"> GHS対象の危険有害性があり、カットオフ・レベル以上で存在するすべての成分の化学生名と濃度または濃度範囲 成分に関する情報については、製品の規定規則によりCBIIに関する当局の規則が優先される。
4. 応急措置	<ul style="list-style-type: none"> ●異なる暴露経路、すなわち吸入、皮膚や目との接触、および損傷に対する細分された必要な措置／影響 ●急性および遅延性の最も重要な症状／影響 ●必要な場合、応急処置および必要とされる特別な処置の指示
5. 火災時の措置	<ul style="list-style-type: none"> ●適切な（および不適切な）消火剤 ●化学品から生じる特定の危険有害性（例えば、有害燃焼生成物の性質） ●消防作業者用の特別な保護具と予防措置
6. 滴出時の措置	<ul style="list-style-type: none"> ●人体に対する予防措置、保護具および緊急時措置 ●環境に対する予防措置 ●封じ込めおよび浄化方法と器材
7. 取り扱いおよび保管上の注意	<ul style="list-style-type: none"> ●安全な取り扱いのための予防措置 ●配合禁忌等、安全な保管条件
8. 暴露防止および個人に対する保護措置	<ul style="list-style-type: none"> ●職業暴露限界値、生物学的限界値等の管理指標 ●適切な工学的管理 ●個人用保護具などの個人保護措置
9. 物理的および化学的性質	<ul style="list-style-type: none"> ●外観（物理的状態、色など） ●臭い ●臭いの閾値
10. 安定性および反応性	<ul style="list-style-type: none"> ●化学的安定性 ●危険有害性の可能性 ●選けるべき条件（静電放電、衝撃、振動等） ●混触危険物のある分解生成物
11. 有害性情報	<ul style="list-style-type: none"> 種々の毒性学的（健康）影響の簡潔かつ完全で分かりやすい記述および次のようないくつかの特徴に使用される利用可能なデータ： ●物理的、化学的および生物学的特性に関係した症状 ●短期および長期暴露による遅延および即時影響、ならびに慢性影響 ●毒性の数値的尺度（急性毒性推定値など）
12. 環境影響情報	<ul style="list-style-type: none"> ●生態毒性（利用可能な場合、水生および陸生） ●生物蓄積性 ●土壤中の移動度 ●他の有害影響
13. 廃棄上の注意	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄残留物の記述とその安全な取扱いに関する情報、汚染容器包装の廃棄方法を含む
14. 輸送上の注意	<ul style="list-style-type: none"> ●国連品名 ●輸送における危険性の種類 ●容器等級（該当する場合） ●海洋汚染物質（該当非該当） ●使用者が構内もしくは構外の輸送または輸送手段に關連して知る必要がある、または従う必要がある特別の安全対策
15. 適用法令	<ul style="list-style-type: none"> ●当該製品に特有の安全、健康および環境に関する規則
16. SDSの作成と改訂に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ●SDSの作成と改訂に関する規則 ●情報を含むその他の情報

2.2 わが国の危険有害性の情報伝達に関する現状とGHS対応

2.2.1 わが国の現状

化学品による相次ぐ災害、シックハウス症候群、産業廃棄物、オゾン層破壊物質、内分泌かく乱物質等の問題がクローズアップされ、化学品に関する情報はあふれているようにみえます。しかし日常生活で使う身近な化学品についてさえ、それがどの様な危険有害性を持つかを知ろうとするところまであります。これは化学品の数が多くすぎてそれらの危険有害性についての調査が追いつかないということもありますが、もう一つの大きな理由は危険有害性の情報伝達に関する法規制も含めたシステムの不備が挙げられます。

化学品の危険有害性はさまざまがあり、前述したGHS文書で調和した危険有害性だけでも約30種類にのぼります。一方、わが国で危険有害性の分類や表示にかかる法律は30以上あります（労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、農薬取締法、薬事法、食品衛生法、消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、船舶安全法、航空法、港則法、道路法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、廃棄物及び清掃に関する法律、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律、家庭用品品質表示法等）が、すべての法律をあわせても、前述の30種類の危険有害性に対して化学品を包括的に分類・表示するようなシステムになつていません。例えば、急性毒性の分類については毒物および劇物取締法により、毒物（経口<50 mg/kg）薬物（経口<300 mg/kg）が定められていますが、この基準に当てはまらない化学品については定量的

な分類基準がありません。また安全衛生法関連の健康影響に関する分類では、新規化学物質に関して変異原性についての試験およびそれに基づく分類がありますが、その他の健康影響に関する定められていません。

GHSの導入により、これら各省庁の法規制で縦割り的に定められている分類や表示が包括的になることが期待されます。また、労働安全衛生法の例を引くまでもなく法規制で危険有害性の情報伝達が定められている化学品の数は限られています（労働安全衛生法でSDSの添付義務は638物質）が、GHSの導入によりこの数が飛躍的に多くなることが期待されます。（GHSでは分類の判定基準よって危険有害性があると認められる化学品のすべてが表示やSDS作成の対象となります。）また、特にその大部分が混合物である化学品の危険有害性を総合的に評価し、表示するGHSは危険有害性に関する意識を高めることにもつながると思われます。わが国の労働現場における化学物質管理は法規制の枠内で比較的よく行われてきましたが、急増する化学物質の数や多様化する生産工程などに対し、従来の法規制では対応しきれなくなり、労働衛生マネジメントシステムなどによる自主的な対応が求められています。GHSは化学物質管理の基本となる危険有害性に関する情報をより包括的にし、作業者のみならず環境の保護にも配慮したりリスク評価やリスク管理の推進に役立つものと思われます。一方、わが国の消費者に対する危険有害性の情報提供システムも十分ではありません。すなわち法規制による危険有害性に関する表示は十分とはいえず、またわかり難いものになっています。製造物責任法施行後は企業が自主的にラベルや注意書き等に配慮するようになつてきているものの、絵表示等も自主的に作成されたものが多く統一されていません。

2.2.2 法規制による対応(労働安全衛生法の例)

前述のような状況でわが国ではどのようなふうなたちでGHSが導入されうるでしょうか？私は現状の縦割りを生かしつつGHSは導入可能であると考えています。それはGHSが危険有害性の分類と表示のみに関する勧告だからです。GHS導入において最も大きなインパクトを受けるのは消防法、毒物劇物取締法、化学物質審査及び製造等の規制に関する法律、等の試験基準あるいは分類基準を持つた法令ですが、その他の多くのリスク管理対策を規定しており直接的な影響はそれほど大きくはないといえます。さらに化学物質管理制度のリスク管理制度はそれぞれの分野で各省庁が長年培ってきたノウハウもあり、現状では、そのまま継続したほうがメリットも大きいでしょう。

例えば労働安全衛生法では、先に述べた変異原性試験のほかに分類基準はなく、また危険有害性の調査については第58条（事業者の行うべき調査等）において「事業者は、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で、労働者の健康障害を生ずるおそれのあるものについては、あらかじめ、これらの物の有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、これらの物による労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」とあります。すなわち労働安全衛生法においてはGHSの導入に向けなんら問題があるようには思えません。むしろこれをそのまま生かして「健康障害の恐れのあるものの分類はGHSに従う」と付け加えれば、この条項は完全なものになるでしょう。しかし、実際には規則や通達等の段階でこの第58条にある包括的な概念が狭く規定され、解釈されて表示を行わなければならぬ化学物質の数が限られることになった

といえます。これはすなわち危険有害性情報の提供と災害防止ための措置を一対一対応で考えていたからであり、GHS導入のためにこれらを分離して規制する必要があると考えます。この分離ができればリスク対策を目的とした作業環境測定法、粉じん障害防止規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、特別化学物質等障害予防規則等が、GHSの導入によって大きな変更を余儀なくされることはないと思われます。ただし、GHSの判定基準に基づいて行われる分類と表示の対象化粧品は膨大な数に上るので、これらすべてについて災害防止の観点からなんらかの措置を講ずるのは実際的ではないでしょう。すなわち法規制によりリスク管理を行う化粧品には優先順位が必要であり、この意味で現行法令は非常に有用な手段であるといえます。これは各省庁の法規制についても同様のことがいえるでしょう。

2.2.3 GHS導入への期待

GHSの目的の項でも述べられているように、GHSの実施により以下の点が期待されています。

- (a) 危険有害性の情報伝達に関して国際的に理解されやすいシステムの導入によって、人の健康と環境の保護が強化されます。
 - (b) 既存のシステムを持たない国々に対し国際的に承認された枠組みが提供されます。
 - (c) 化学品の試験および評価の必要性が減少します。
 - (d) 危険有害性が国際的に適正に評価され確認された化学品の国際取引が促進されます。
- これらは(b)を除いてわが国にも当てはまるものです。
- わが国の縦割り的な化学物質管理制度の現状を考えたとき、GHSの導入により特に期待するのは、現在不足している危険有害性情報が充

実し、重複して記載しなければならない項目が整理され、ラベルや SDS を作成する側にとってもこれを利用する側にとっても合理的でわかりやすい危険有害性情報提供のシステムが構築されることです。現行のわが国の危険有害性に関する表示制度は日本人にとっても理解しやすいものではなく、外国人にとてはちんぶんかんぶんの代物です。GHS の導入により化学品の危険有害性への関心が高まり、さらに日本人が世界中の国々の化学品のラベルを見ても、また日本語が理解できない人が日本の化学品のラベルを見ても危険有害性がある程度理解できるようになるのはそう遠くはないと言えます。